

議 案 質 疑 答 弁
(予算決算常任委員会 付託案件)

令和4年6月定例会

議案第38号 令和4年度甲賀市一般会計補正予算(第2号)

- ①コロナ禍のもとで異常な物価高騰が営業と暮らしに深刻な影響をもたらしている。影響を受けている市民への対策で今後必要と感じている施策は何か。

政府が決定をいたしました「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」におきまして、地方公共団体が、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じてきめ細やかに実施する対策の支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充をされ、先ほどご案内がございました通り、国から新たに2億7,508万2千円の交付限度額が示されたところでございます。これをうけまして、本市におきましても、早急な対策が必要であるとの考えから、現時点において、原油価格・物価高騰の影響を受け、真に生活にお困りの方々への支援策として必要な事業を一般財源も活用し計上をしたところでございます。

今後につきましても、引き続き動向を注視しながら、様々な業界からもご要望等をいただいておりますので、真にお困りの方々への支援を最優先事項として、一般財源での対応も含め、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

- ②保育園及び小中学校の学校給食費高騰に対する補てんのための経費、3,220万円が計上されている。前年と比べてどれくらいの高騰となっているのか。3,220万円の根拠は。今後価格が高止まりすれば、引き続きの負担軽減を図るための対策を講じる必要があると考えるが、どうか。

「学校給食材料費の高騰と補正額の根拠、今後の対応について」であります。

今日の物価高騰が、暮らしに深刻な影響をもたらしている中であっても、学校や保育園、幼稚園の給食は、質を落とすことなく、また、保護者への負担も増やさない前提で積算を行いました。その結果、現在の賄い材料の仕入れ値が2.5%程度上昇していることを参考に、今後の物価上昇も加味して、学校、保育園、幼稚園を合わせて、2500万円の増額を見込んだところでございます。

今回の補正は、今後の上昇分も想定した中で計上させていただいておりますが、さらなる上昇が続く場合におきましても、補正予算等で迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。

私立保育園等運営事業者に対しましては、今後の物価上昇も加味して、認定こども園や地域型保育事業所を含み、720万円を支援することといたしました。

積算根拠につきましては、本年5月1日現在の園児数（約1,200人）に、給食費の1割相当にあたる一人当たり月額500円を上昇分として見込み、720万円としたところであります。

なお、更なる物価高騰に対しましては、保護者や事業者に新たな負担への影響がないよう、必要な支援対策を行ってまいります。

③妊婦特別給付金支給事業（原油価格・物価高騰対応）について

- ・当初予算ではなく、補正予算での計上となった理由について
- ・事業の対象となる妊婦の数について
- ・申請主義において、対象者に対する事業の周知方法について

まず、「補正予算での計上となった理由について」でございます。当初予算で計上しておりますのは、本年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受ける妊婦が新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら健やかに出産できるよう経済的に支援することを目的とした給付金でございます。しかしながら、原油価格・物価高騰の影響は昨年度から妊娠を継続されている妊婦にとっても度重なる妊婦健診のガソリン代や出産準備など、家計負担に影響を及ぼすような状況となっております。

そのため、4月以前に妊娠届を出された妊婦も安心して出産に臨んでいただけるよう、今回の補正予算で計上させていただいたものでございます。

次に、「事業の対象となる妊婦の数について」でございます。昨年度に妊娠届を提出された方で、4月1日時点において妊娠を継続されておられる方の数でございます。

次に、「事業の周知方法について」でございます。対象の方には個別に通知をお送りし、申請をしていただけるように周知をいたします。

④住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業について

- ・給付の手続きについては、第1号補正の特別給付金支給同様に、住民税非課税世帯についてはプッシュ型、家計急変世帯については自分で申請ということになるのか。
- ・対象者のうち、生活保護世帯における給付金について、収入認定されないということでしょうか。
- ・対象者としてDV措置対象者等があげられていることについて詳細を問う。また10世帯という根拠についても伺う。

まず、「給付の手続きについて」であります。今回の対象者につきましては、すでに国の給付金を受給されている方としておりますことから、住民税非課税世帯と家計急変世帯ともにプッシュ型にて、簡単な手続きで迅速に給付をできることとなります。

次に「生活保護世帯における収入認定」についてであります。令和3年11月に北海道などの自治体で行われた灯油価格の高騰にかかる助成金やこれまでに実施された新型コロナウイルス感染症対応の各種給付金については、厚生労働省の通知で、「災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、自立厚生のために充てられる額として収入認定しない取扱い」とされていることから、今回の給付金についても同様に収入認定しないこととします。

次に「DV措置対象者等について」であります。今回の国の給付金の対象にDV避難者は含まれていますが基準日が6月1日となっております。このため基準日以降から住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の申請期間である9月30日までに避難された方に対しての支援として計上しております。なお、10世帯に積算根拠につきましては、令和2年度の定額給付金支給の際に、同様の措置として6件の支給実績があり、これを参考に積算したものであります。

⑤新型コロナウイルス感染症対策事業

小規模事業者事業維持・活性化支援金（原油価格・資材費高騰対応）について

- ・補助額を1事業所あたり法人は10万円、個人事業主は5万円とした根拠について伺う。
- ・対象に小規模事業者で市内に本店を有する法人又は市内に住民登録のある個人事業主とあるが、市内のほとんどの小規模事業者、個人事業主が対象となるのか。
- ・支給は申請によるものか。支給にあたっての要件等はあるのか。あればどのような要件か。
- ・この事業を対象者に周知させる方法を伺う。
- ・周知期間、募集期間、支給期間などの概ねのスケジュールについて伺う。

まず、1点目の「支援金の単価の根拠」についてであります。本事業の支援単価につきましては、令和2年度に市が実施いたしました「新たな日常に向けた地域経済活性化支援金」及び国や県がコロナ禍を受けて実施されました商工事業者への支援単価を基本としながらも、限られた財源の中で、設定をしたところであります。

次に2点目の、「市内のほとんどの小規模事業者、個人事業主が対象となるか」についてであります。滋賀県商工会連合会発行の、令和3年度「商工会の実態」によりますと、本市における小規模事業者数は、「2,808者」とされておりますが、

このうち本事業の対象者となる本市に本店を置く事業者や本市に住民登録のある個人事業主の割合は、甲賀市商工会によりますと約8割程度とされているところがあります。

次に3点目の、「支給方法と支給要件について」であります。本事業の支給方法につきましては、支援対象者からの申請に基づき、提出された申請書類を審査した上で、要件を満たしておられれば支援金を支給する予定であります。

なお、対象者が本市商工会会員の場合には、商工会を通して支給することを予定しております。また、主な支給要件といたしましては、まず事業者の規模等の要件を、中小企業基本法に規定する小規模企業者であること、かつ、法人であれば市内に本店があること、または、個人事業主であれば本市に住民登録を有することと規定するとともに、その他の要件といたしましては、今後も事業又は営業を継続する意思があること等を規定する予定であります。

次に4点目の、「周知方法について」であります。本事業の周知にあたりましては、市ホームページや広報紙、SNS、あいコムこうかなど、市が有する広報媒体に加え、甲賀市商工会とも連携し、全ての商工会員へのダイレクトメールや、メーリングリストの活用を予定しております。

最後に、5点目の「スケジュールについて」であります。本事業に係る補正予算を議決いただきましたら、直ちに、本事業に係る補助金交付要綱を告示するとともに、7月中旬までに、甲賀市商工会との支援金交付業務に係る委託契約を締結し、7月下旬には対象者への周知を行うと同時に、交付申請の受付を開始したいと考えております。なお、交付申請の受付期限は11月末までを予定しております。